

岩国地域における公共施設アクションプログラム

小瀬エリア

令和6年3月

1. 目的

岩国市公共施設個別施設計画（以下「個別施設計画」という。）では、各公共施設の現状と課題を整理するとともに、施設の「安全性」、「必要性」、「有効性」、「管理運営の効率性」の視点から点検・評価した結果に基づいて、今後の方向性を示しています。

この方向性等に基づき、施設の適正配置を進めていきますが、その過程では、地域との協議が必要なことや、施設や機能の再編によっては、地域内の他の公共施設も一体的に見直すことが望ましい場合も生じてきます。また、方向性等は示しているものの、実際の着手の場面では、全ての施設を一斉に対応することは財政的にも人的にも困難であることから、優先順位を設定した上で、重点的に取り組んでいく必要があります。

このため、本アクションプログラムでは、重点的かつ効率的に公共施設の再編・再配置を進めるため、各地域における公共施設の諸課題を整理するとともに、課題解決に向けて市と地域等の関係者が協議して取り組む具体的な方策やスケジュール等を示し、市民・地域等の関係者と情報の共有化を図り、合意形成のもと、着実に公共施設の再編・再配置を進めることを目的とします。

2. 岩国地域小瀬エリアの概況

(1) 人口等（令和5年12月現在）

エリア	自治会数	世帯数	エリア人口	年少人口	生産年齢人口	高齢者人口
小瀬	11	409	703人	20人	310人	373人
				(2.8%)	(44.1%)	(53.1%)

(2) 施設の設置状況

岩国地域小瀬エリアの公共施設は、15施設です。それぞれの施設の現状と課題については、個別施設計画にて整理しています。

番号	施設類型	分類	小学校区	施設名	基本情報(R3.4.1時点)						機能方向性	建物方向性	個別計画掲載ページ
					複合施設	構造	建設年	延床面積(m ²)	耐震性	災害区域			
1	市民文化系施設	学習等供用会館	小瀬	小瀬供用会館	○	RC	1993	368.31	○	洪水	継続	維持(長寿)	33
2	社会教育系施設	公民館	小瀬	小瀬分館	○	RC	1993	31.50	○	洪	継続	維持(長寿)	67
3	学校教育系施設	小学校	小瀬	小瀬小学校	○	RC	1979	1,853.09	○	土・洪	継続	検討	154
4	子育て支援施設	放課後児童教室	小瀬	小瀬放課後児童教室	○	小瀬小学校併設			○	土・洪	継続	検討	227
5	行政系施設	出張所等	小瀬	小瀬出張所	○	RC	1993	82.50	○	洪	継続	維持(長寿)	249
6	行政系施設	消防団車庫等	小瀬	小瀬分団第1部消防車庫	—	W	2014	127.52	○	洪	継続	維持(修繕)検討	258
7	行政系施設	消防団車庫等	小瀬	小瀬分団第2部消防車庫	—	CB	1974	24.30	旧	—	継続	維持(修繕)検討	259
8	行政系施設	消防団車庫等	小瀬	小瀬分団第3部消防器具庫	—	CB	1975	18.73	旧	土	継続	維持(修繕)検討	259
9	行政系施設	消防団車庫等	小瀬	小瀬分団第3部消防車庫	—	CB	1982	19.93	○	土	継続	維持(修繕)検討	259
10	その他	普通財産集会所	小瀬	小原集会所	—	W	1985	79.90	○	土	継続	譲渡協議	328
11	その他	普通財産集会所	小瀬	樋の口集会所	—	W	1938	130.24	旧	土	移転	廃止協議	328
12	その他	普通財産集会所	小瀬	御堂原集会所	—	RC	1990	55.90	○	洪	継続	譲渡協議	329
13	その他	普通財産集会所	藤河	持ヶ峠集会所	—	W	不明	215.68	旧	土	移転	廃止協議	329
14	その他	簡易郵便局	小瀬	小瀬簡易郵便局	○	小瀬供用会館併設			○	洪	継続	維持(長寿)	362
15	その他	旧小中学校等	小瀬	旧乙瀬小学校	—	RC	1993	632.00	○	土・洪	—	維持(修繕)	381

(3) 地域づくりエリアの設定と地域づくり拠点施設の設置

地域を構成する市民・自治会などコミュニティ組織、NPO法人、その他の民間団体や企業など様々な主体と市が地域の抱える様々な課題や将来像などを共有し、それぞれの得意分野をいかして役割分担しながら、地域のまちづくりを地域みんなで話し合う合意形成の場として、当地域内に、以下のように地域づくりエリアと「地域づくり拠点施設」を設定します。

「地域づくり拠点施設」は、総合支所・支所・出張所と連携しながら、地域課題の発見・整理を行うとともに、課題解決のための学習や実践活動を展開する場として設置し、地域力をいかした管理運営手法を令和7年度までに検討します。

地域づくりエリア	地域づくり拠点施設	自治会数	世帯数・人口	
小瀬エリア	小瀬供用会館	11	409世帯	703人

* 地域づくり拠点施設については、現時点での設定であり、今後、地域との協議により変更する場合があります。

3. 施設別の基本方針と各施設の方向性

(1) 集会系施設（普通財産集会所を含む。）

集会系施設として、供用会館が1. 小瀬供用会館の1施設、普通財産集会所が10. 小原集会所、11. 樋の口集会所、12. 御堂原集会所、13. 持ヶ峠集会所の4施設を設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は39・40ページと336・337ページを参照）

- 地域の交流館、集会施設、住民ホール、学習等供用会館等の集会系施設のうち、地域課題の解決に協働で取り組むための拠点を「地域づくり拠点施設」、それ以外の施設を、地域住民が自主的な活動を行う「地域コミュニティ活動の場」に分類します。
- 「地域づくり拠点施設」は、小学校区の範囲を基本に、面積や人口集積の状況などを考慮して設定するものとし、施設については、必要な改修を計画的に行うとともに、管理運営については、地域力・民間活力を活用して指定管理者制度による運営を基本とします。
- 「地域コミュニティ活動の場」とする施設については、原則、耐震基準を満たしている施設を対象に地域へ譲渡することとし、譲渡に当たっての条件や施設の改修等に関する支援の仕組みを定めます。

地域に譲受けの意向がない施設については、当面継続使用することとし、改修しないと使用が困難な状況に至った段階で廃止します。

なお、耐震基準を満たしていない施設であっても、施設の状況を十分説明して理解を得た上で、地域が希望する場合には、譲渡できるものとし、地域に譲受けの意向がない施設については、修繕が必要になった段階で廃止します。

イ 個別施設計画での方向性

1. 小瀬供用会館

耐震基準を満たしており、出張所等を併設し、地域づくり拠点施設として位置付けることから、計画的な改修を行い長寿命化を図る。管理運営について、地域の様々な主体を活用した手法を検討する。

10. 小原集会所、12. 御堂原集会所

公共事業を実施するための条件整備として建設した施設で、新耐震基準で建設した施設であり、一定の改修を行うことで継続使用が可能なこと、施設は地域自治会に無償貸付けし、管理運営費を含めて自治会が管理運営している実態を考慮し、譲渡について、施設の改修の在り方を含めて地域自治会と協議する。

地域に譲受けの意向が無い場合は、改修が必要となった段階で廃止について協議する。

11. 樋の口集会所

旧耐震基準の施設で、老朽化が顕著になっている。安全性が危惧されることから廃止について地域自治会と協議する。

13. 持ヶ峠集会所

建築年度が不明で、現地調査の結果、老朽化が激しく、安全性が危惧されることから廃止について地域自治会と協議する。

ウ アクションプログラム

1. 小瀬供用会館

小瀬エリアの地域づくり拠点施設とします。小瀬分館、小瀬出張所、小瀬簡易郵便局との複合施設で、1993年に新耐震基準で建設し、建築から30年経過しています。体操教室やカラオケなどに利用され、諸室の稼働率は0.4%~9.9%で、年間約2,000人が利用しています。地域づくり拠点施設に位置付けることから、保全計画（令和7年度に策定予定。以下同じ。）に基づき、計画的に改修を行い、長寿命化を図ります。

市が管理運営を直営で行っていますが、地域づくり拠点施設にふさわしい地域力をいかした活動や管理運営手法について、令和7年度までに検討します。

10. 小原集会所、12. 御堂原集会所

小原集会所は1985年に建設し、建築から38年経過しています。

御堂原集会所1990年に建設し、建築から33年経過しています。

いずれも公共事業の実施に伴う地元要望に応じて設置した施設で、新耐震基準で建設し、地域に無償で貸し付け、費用負担を含めて地域が管理運営していることから、地域コミュニティ活動の場とし、地元自治会への無償譲渡について、令和7年度までに施設改修等の支援を含め協議します。

11. 樋の口集会所、13. 持ヶ峠集会所

樋の口集会所は1938年に旧耐震基準で建設し、建築から85年経過しています。

持ヶ峠集会所は、旧持ヶ峠小学校の施設を昭和48年に転用した施設で、建築年が不明です。

いずれの施設も、地域に無償で貸付け、一部の費用負担を含めて地域が管理運営していますが、耐震診断は未実施で、老朽化が顕著となっていることから、令和7年度までに廃止について協議します。

なお、地元自治会が、施設の状態を理解した上で引き続き地域コミュニティ活動の場として利用するために譲受けの意向がある場合は、無償譲渡について令和7年度までに施設改修等の支援を含め協議します。

(2) 公民館

公民館として、2. 小瀬分館を設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は70・71ページを参照）

【機能】

公民館は、市民にとって最も身近な学習活動や趣味・生きがい活動の場としての役割だけでなく、地域防災・防犯、環境、雇用、医療、家庭の支援、学校の支援など少子化・高齢化などの社会状況の変化に起因する地域課題に対して、市民、自治会、企業などと行政が協働してその解決に取り組む場としての役割が求められています。

公民館は、社会教育法に基づき設置されることから、同法の規制の中で事業を行う必要がありますが、比較的利用制約の多い社会教育法に基づく公民館としての位置付けを見直し、地域課題解決

のための学習や実践活動の場として、多様な主体が地域のまちづくりを担う拠点施設として、施設の利用度を高めてより様々な活動ができる施設に移行することについて検討します。

その上で、中央公民館は、市民の生涯学習の中核として、今後も市全体の講座等の企画立案機能を担い、中枢的な役割を果たしていきます。また、その他の15の公民館及び分館については、公民館事業の実施のほか、地域課題解決のために地域が連携して学習や実践活動する場と位置付けて今後も機能を継続します。

【建物】

現に出張所などと複合化されている公民館の建物については、多様な主体が協働して地域が抱える課題の解決に取り組む場（地域づくり拠点施設）と位置付け、耐震基準を満たす施設は計画的な改修を行い、長寿命化を図ります。

単体の公民館や、耐震基準を満たしておらず老朽化が顕著な公民館については、他の施設との複合化や廃止も含めて検討します。

【管理運営等】

「地域づくり拠点施設」として位置付ける公民館施設の管理運営については、市民・地域が主体となった管理運営手法について検討します。

イ 個別施設計画での方向性

2. 小瀬分館

耐震基準を満たしており、継続利用することから、計画的な改修を行い長寿命化を図る。

ウ アクシオンプログラム

2. 小瀬分館

小瀬供用会館、小瀬出張所及び小瀬簡易郵便局との複合施設で、1993年に新耐震基準で建設し、建築から30年経過しています。公立小瀬大学（高齢者向け学習講座）や地域の歴史などの事業のほか、市民団体の自主的な活動で使用され、諸室の稼働率は25%で、年間約1,000人が利用しています。

公民館は、市民の学習活動や趣味・生きがい活動に加え、地域課題の解決のための学習活動や実践活動を支援する役割を担うことから機能は継続します。施設は、併設する小瀬供用会館に合わせ、対応します。

管理運営は市が直営で行っており、地域づくり拠点施設にふさわしい、地域力をいかした管理運営手法について、令和7年度までに検討します。

(3) 小学校

小学校として、3.小瀬小学校を設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は164・165ページを参照）

【機能】

義務教育である小学校として基本的に継続するものの、教育環境の向上及び児童の社会性の確保の観点から、児童数及び学級数の推移を見ながら、「岩国市立学校適正規模適正配置に関する基本方針」（平成31年2月）や「岩国市学校施設長寿命化計画」（令和2年3月）を踏まえ、保護者や地域の方々などから広く意見を聴き、今後の方向性を検討します。

また、学校施設が地域のコミュニティの核としての性格を有することから、セキュリティや学校経営に支障がないことを前提に、地域利用施設との複合化を進めるとともに、既に休校となっている学校施設や統廃合後の空き施設については、地域の意見を聴きながら民間活力の活用も含め、有効活用について検討を進めます。

【建物】

「岩国市立学校適正規模適正配置に関する基本方針」（平成 31 年 2 月）や「岩国市学校施設長寿命化計画」（令和 2 年 3 月）を踏まえ、施設の老朽化の状況や今後の児童数の推移を精査し、計画的な改修を行い、長寿命化を図るか、一定の範囲内に立地する施設との複合化を図りながら施設の在り方を検討することとし、その間は必要な修繕を行い継続使用します。

イ 個別施設計画での方向性

3. 小瀬小学校

「岩国市立学校適正規模適正配置に関する基本方針」に基づく適正規模適正配置についての取組を「推進する学校」との位置づけを踏まえ、統廃合等について検討・協議を行う。

検討・協議結果により、今後も学校施設として継続する場合は、耐震基準を満たしていることから、「岩国市学校施設長寿命化計画」を踏まえ、計画的な改修を行い、長寿命化を図る。

ウ アクシヨンプログラム

3. 小瀬小学校

校舎は、1979 年に旧耐震基準で建設し、2016 年に耐震改修工事を実施していますが、建築から 44 年経過し老朽化が進んでいます。体育館は、1988 年に新耐震基準で建設し、建築から 35 年経過しています。

「岩国市立学校適正規模適正配置に関する基本方針」における推進対象校に該当することから、引き続き、適正化について検討・協議します。施設については、当面必要な修繕を行い、継続使用します。

なお、現在の教室の利用実態を精査し、他の用途での利活用についてセキュリティの確保や学校経営に支障のない範囲内で令和 7 年度までに検討します。

(4) 放課後児童教室

放課後児童教室として、4. 小瀬放課後児童教室を設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は 229 ページを参照）

【機能】

少子化の進展があるものの、共働き世帯や放課後の子供の安全へのニーズが高まっていることから、子育て支援の一環として今後も継続します。

【施設】

施設は、児童 1 人当たりの面積基準の確保状況、老朽化の状況などを基に、児童の利便性と安全性の確保を考慮し、①学校校舎内への併設 ②学校敷地内への専用施設の設置 ③他の公共施設等への併設 ④民間施設の活用などにより、施設の配置を進め、①及び③に該当する施設については、本体施設の大規模改修等にあわせて必要な改修等を行います。

【管理運営】

管理運営については、地域力や民間活力を活用した運営方法について検討します。

イ 個別施設計画での方向性

4. 小瀬放課後児童教室

学校内の教室を使用して開設していることから、学校の改修等にあわせ検討する。

ウ アクシヨンプログラム

4. 小瀬放課後児童教室

小瀬小学校内に開室していましたが、現在は休止しています。学校の適正規模適正配置に関する基本方針に基づく適正化等の取組にあわせて対応します。

(5) 出張所

出張所等として、5. 小瀬出張所を設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は 251 ページを参照）

【機能】【建物】

マイナンバー制度や窓口サービスの利用状況等を踏まえ、出張所の機能や人員体制の見直しを行うことで、市民の利便性を維持しながら、効果的・効率的な行政運営を図ります。

そのうえで、「本庁の出先機関」としての「出張所」から、「地域づくり支援の機関」となるよう、併設する公民館の機能も含めて、施設全体の機能の見直しを図ります。

施設については、併設する供用会館や公民館の方針に基づき対応します。

【管理運営】

出張所における行政事務の執行態勢については、市全体の窓口業務への民間活力の活用に合わせて検討するとともに、新たな地域経営の仕組みづくりを進めるなかで、併設する公民館等と一体となった管理運営手法について検討します。

イ 個別施設計画での方向性

5. 小瀬出張所

学習等供用会館等との併設で、耐震基準を満たしている。

地域づくり拠点施設として重要な役割を担い継続することから、計画的な改修を行い長寿命化を図る。

ウ アクシヨンプログラム

5. 小瀬出張所

小瀬供用会館、小瀬分館及び小瀬簡易郵便局との複合施設で、1993 年に新耐震基準で建設し、建築から 30 年経過しています。施設は、併設する小瀬供用会館に合わせ、対応します。

また、地域経営の仕組みづくりを検討する中で、総合支所・支所・出張所の役割について明確化を図るとともに、市全体の窓口業務への民間活力の活用の検討に合わせ、出張所の業務内容及び管理運営体制について令和 7 年度までに検討します。

(6) 消防団車庫等

消防団車庫等として、6. 小瀬分団第 1 部消防車庫、7. 小瀬分団第 2 部消防車庫、8. 小瀬分団第 3 部消防器具庫、9. 小瀬分団第 3 部消防車庫の 4 施設を設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は 263・264 ページを参照）

【機能】【建物】

地域防災の要となる消防団の機能やその活動の拠点となる消防団施設については、今後も充実、強化を図ります。

一方、消防団編成時以後の環境の変化を捉え、関係者の意見を伺いながら、消防団組織の在り方と適正配置(人員・規模・場所含む)の検討を行い、この検討結果に基づき、消防団施設の配置の在り方・機能の在り方・老朽化した施設の改築等について、他公共施設との複合化を含め取組を進めます。

継続する施設については、必要に応じて修繕等を行います。

イ 個別施設計画での方向性

6. 小瀬分団第 1 部消防車庫、7. 小瀬分団第 2 部消防車庫、8. 小瀬分団第 3 部消防器具庫、

9. 小瀬分団第 3 部消防車庫

基本方針に基づき、対応する。

ウ 行動計画

6. 小瀬分団第1部消防車庫、7. 小瀬分団第2部消防車庫、8. 小瀬分団第3部消防器具庫、9. 小瀬分団第3部消防車庫

小瀬分団第2部消防車庫、小瀬分団第3部消防器具庫は旧耐震基準で、それ以外は新耐震基準で建設し、建築から9年～49年が経過しています。当面、必要な修繕等を行い継続使用しますが、令和7年度までに消防団の体制及び組織の在り方について検討し、その結果に基づき、令和8年度には消防団施設の再配置計画を策定し、施設の統合・改修・建て替えなどを進めます。

(7) 簡易郵便局

簡易郵便局として、14. 小瀬簡易郵便局を設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は363ページを参照）

【機能】【建物】

地域住民の郵便利用の利便性の確保の観点から継続するものの、受託事業者がいなくなった時点で廃止について検討します。

イ 個別施設計画での方向性

14. 小瀬簡易郵便局

小瀬分館及び小瀬供用会館、小瀬出張所に併設されていることから、小瀬分館の施設改修にあわせ対応する。

ウ アクシオンプログラム

14. 小瀬簡易郵便局

小瀬供用会館、小瀬分館及び小瀬出張所との複合施設で、1993年に新耐震基準で建設し、建築から30年経過しています。施設は、併設する小瀬供用会館に合わせ、対応します。

(8) 旧小・中学校等

旧小・中学校等として、15. 旧乙瀬小学校を設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は384ページを参照）

【機能】【建物】【管理運営】

廃校となった学校施設等は、耐震基準を満たしている施設については、地域住民の自主的な活動の場や民間事業者の事業活動の場として有効利用されていることから、基本的に継続する。なお、民間事業者が使用している施設については譲渡について協議します。

その上で、更なる有効活用を図るため、地域団体や民間事業者を対象に、売却や民間活力の活用について、サウンディング型市場調査の手法等を駆使して検討します。

旧耐震基準で、かつ、老朽化が顕著な施設については、安全性の確保の観点から、廃止（除却）の方向で協議します。

イ 個別施設計画での方向性

15. 旧乙瀬小学校

耐震基準を満たしており、地域住民の自主的な活動の場、コミュニティ活動の場として使用されていることから、必要な修繕を行い継続使用する。

施設・設備の改修が必要となった段階で、代替策を含めて廃止について協議する。

ウ アクシオンプログラム

15. 旧乙瀬小学校

校舎は1993年に新耐震基準で建設し、建築から30年経過しています。平成26年に廃校、現在校舎は3室（全体で10室）を地域住民が健康教室等として使用しています。当面、必要な修繕を行い継続使用しますが、令和7年度までに利用実態を精査し、公的利用・地域利用の有無を確認の上、いずれも見込みがない場合は売却・民間活用のサウンディング型市場調査を実施し、有効活用を検討します。

4. 岩国地域小瀬エリアにおける今後の取組

(1) 譲渡について協議する施設（2施設）

ア 集会系施設（2施設）

10. 小原集会所、12. 御堂原集会所

【対応方針】

「集会系施設の地縁団体等への無償譲渡に関する方針」に基づき、令和7年度までに関係者と施設改修等の支援を含め、協議します。

スケジュール	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
10.12	→			→						
	譲渡の方針に基づき、関係者と協議			協議結果に基づき対応						
協議先	10. 小原自治会、12. 御堂原自治会									
担当部署	地域づくり推進課									

(2) 廃止について協議する施設（2施設）

ア 用途を廃止し、除却時期を調整する施設

該当する施設はありません。

イ 施設使用者と廃止に向け協議を行う施設（2施設）

11. 樋の口集会所、13. 持ヶ峠集会所

【対応方針】

現在、使用者がいる施設は、利用実態を精査し、施設の廃止について令和7年度までに協議を行います。

スケジュール	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
11.13	→			→						
	利用実態の精査、廃止に向けた協議			協議結果に基づく対応						
協議先	11. 樋ノ口地区自治会、13. 持ヶ峠自治会									
担当部署	地域づくり推進課									

(3) 計画的な改修等を行う施設（4施設）

ア 計画的に改修を行い長寿命化を図る施設（4施設）

1. 小瀬供用会館、2. 小瀬分館、5. 小瀬出張所、14. 小瀬簡易郵便局

【対応方針】

令和7年度に策定する保全計画に基づき計画的に改修を行い、長寿命化を図ります。

スケジュール	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
1～14	 保全計画の策定 管理運営手法・体制の検討			 計画に基づく対応 検討結果に基づく対応						
協議先	1. 小瀬地区の自治会									
担当部署	保全計画策定・・・施設経営課 施設維持管理・・・1. 5. 地域づくり推進課、2. 中央公民館、14. 総務課									

イ 計画的に改修を行い継続使用する施設

ウ 必要な修繕等を行い継続使用する施設

該当する施設はありません。

(4) 建て替え等を進める（検討する）施設

該当する施設はありません。

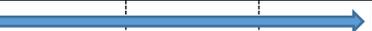
(5) 今後検討が必要な施設（7施設）

ア 消防団施設（4施設）

6. 小瀬分団第1部消防車庫、7. 小瀬分団第2部消防車庫、8. 小瀬分団第3部消防器具庫、
9. 小瀬分団第3部消防車庫

【対応方針】

消防団の体制及び組織の在り方について、令和7年度までに関係機関と協議し、その結果を踏まえて消防団施設の再編計画を令和8年度に策定し、以降、計画に基づき再編再配置を進めるとともに、必要な修繕等を行い継続使用します。

スケジュール	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
6～9	 消防団の体制、組織の検討			 消防団施設再配置 計画策定		 計画に基づき、施設の統廃合、更新等を実施 継続使用する施設は、必要な修繕等を実施				
協議先	小瀬分団第1部、小瀬分団第2部、小瀬分団第3部									
担当部署	危機管理課									

イ 既定計画・既定方針に基づき検討する施設（2施設）

3. 小瀬小学校、4. 小瀬放課後児童教室

【対応方針】

「岩国市立学校規模適正配置に関する基本方針」に基づき、引き続き適正化について検討し、施設については、当面必要な修繕等を行い継続使用します。放課後児童教室については、適正化の検討協議の結果に基づき対応します。

スケジュール	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
3.4	 当面、必要な修繕を行い、継続使用									
担当部署	検討を行う部署・・・3. 教育政策課・学校教育課、4. 保育幼稚園課 施設維持管理・・・3. 教育政策課、4. 保育幼稚園課									

ウ サウンディング型市場調査等により、売却等を検討する施設（1施設）

15. 旧乙瀬小学校

【対応方針】

別途策定の「未利用財産の利活用に関する基本方針」に基づき、令和7年度までに、利用実態を精査し、公的利用、地域利用の有無を確認し、いずれも見込みがない場合は、サウンディング型市場調査等により、民間への売却等について検討します。利活用等の見込みがない場合は、除却時期を調整します。

スケジュール	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14		
15	利用実態の精査		公的利用・地域利用の調査 適化法との関係整理		サウンディング型市場調査等 による売却等の検討						検討結果に基づき対応	
協議先	乙瀬自治会											
担当部署	教育政策課											

5. 再編・再配置の検証

該当する施設はありません。

6. 公共施設アクションプログラムを推進するための課題の整理

(1) 集会施設等の譲渡の基本的な考え方

集会系施設の譲渡の基本的な考え方及び支援の仕組みについて、次のとおり定めます。

集会系施設

岩国市公共施設個別施設計画では、地域住民が自主的な活動を行う「地域コミュニティ活動の場」として位置付ける施設については、原則、耐震基準を満たしている施設を対象として地域に無償譲渡することとしています。

地域が利用しやすくすることで利用度を高め、住民自治の更なる推進を図るため、集会系施設、普通財産集会所等を地縁団体に無償譲渡するもので、譲渡を円滑に進める上で必要な支援を、「岩国市コミュニティ集会所整備事業補助金」の特例措置として、令和14年度を期限に、次のとおり定めます。

なお、旧耐震基準で建設し、耐震診断が未実施の施設であっても、地元自治会が、施設の状態を理解した上で引き続き地域コミュニティ活動の場として使用するために譲り受ける意向がある場合は、無償譲渡の対象としています。譲受けの意向がない場合は、補助金等適正化法の処分制限がある場合を除き、普通財産に転用し、修繕が必要となった場合は廃止します（借主が自主的に修繕を行うことは可能です）。

- ・地縁団体が譲渡後に行う譲渡施設の修繕工事の一部（費用の8/10。ただし、300万円を上限とします。）と譲渡施設の解体工事の費用について補助します。
- ・前記の修繕工事を行わず、新たな集会所の新築工事を行う場合、その建築工事の一部（費用の8/10。ただし、1,100万円を上限とします。）と譲渡施設の解体工事の費用について補助します。
- ・地縁団体が負担する所有権移転に必要な経費について補助します。

・譲渡後の譲渡施設の固定資産税については、引き続き地域コミュニティ活動の場として使用する場
合、申請により減免となります。

このほか、旧耐震基準で建築した譲渡施設のうち、建物の耐用年数が未到来で、引き続き地域コ
ミュニティ活動の場として使用する施設については、市において耐震診断を行います。

(2) 保全計画等の策定

市が保有する施設で、今後も維持する施設のうち、法定耐用年数を超えて使用する施設については、
予防保全を含め、計画的な改修を行い、長寿命化を図ることにしています。

この長寿命化を図るための大規模な改修には多くの財源が必要となることから、劣化度の調査や改
修の内容、実施時期などを明確にした「岩国市公共施設保全計画」を、令和7年度までに策定します。

あわせて、用途廃止し、公共利用・公的利用・地域利用の有無を確認した上で利活用の見込みがなく、
耐震基準を満たさないなど安全性に課題のある施設については除却することにしますが、将来におい
て相応の財政負担が伴うことから、優先順位と工程を定める「除却計画」を別途策定します。

(3) 地域経営の仕組みづくりについて

地域課題が複雑・多岐にわたることにより、これまで以上にきめ細やかな取組が求められているた
め、地域と行政が一体となって協働して課題解決に取り組む「地域経営の仕組みづくり」を令和6年
中に策定する「地域づくり協働推進計画」に基づき取り組みます。

地域経営の推進に当たっては、地域が自主的に課題解決を図る上で必要な学習活動や実践行動を行
うため、公民館等の公共施設を「地域の活動拠点」と位置付けた上で、地域力をいかした管理運営手
法を検討します。

また、課題解決に取り組むための人材育成、財政的支援、情報提供などの支援を行い、地域が主体
的に活動できる環境整備に取り組みます。

一方、市民や地域団体との連携・協働を担う所管部署及び各総合支所等の地域振興担当部署は、地
域課題を解決するコーディネーターとしての役割を発揮できる庁内体制の確立を図ります。

7. 施設位置図

